

夏季休業中のお子様の生活について



丸岡南中学校 生徒指導部

1 規則正しい生活を … 生活リズムを乱さず、2学期に備えさせてください。

- [早起き] 朝早く起きる必要がないといって前日に夜更かしし、お家の方が勤めに出た後に起床することがないようにお願いします。
- [帰宅] 午後7時には帰宅させてください。外出の際は、行き先・友達の名前・帰宅時刻を必ず聞いてください。家族とのふれあいを大切に、十分な休養をとらせてください。
- [学習] 1・2年生は、毎日4時間程度の学習に取り組ませてください。3年生は、自分の夢の実現に近づけるために、この夏休みを有効に活用してほしいと思います。十分な学習時間が確保できるようご協力をお願いします。



【各ご家庭へのお願い】

- ☆お子様の起きる時間を把握してください。
- ☆「おはよう」のあいさつをかわし、朝食を一緒にとりましょう。
- ☆夕食は家族で食べ、一日の様子を話題にしてください。

2 事故・事件を防ぐ … 正しい判断力を身につけ、節度ある行動をとらせてください。

- [交通安全] 「自転車の並進」「一旦停止無視」「道路の中央を走行する」等、交通ルールやマナー違反が見られます。交通安全、マナー向上についてご指導ください。
- [遊び] 花火はマナーを守り、後始末まできちんとさせてください。また遊泳禁止場所での水難事故にもご注意ください。中学生は、小学校のプールを利用することはできません。
- [有害玩具] エアソフトガン、ナイフ、スタンガン等の有害玩具は持たせないでください。
- [不審者] 不審者による声かけ事案に注意してください。また、不審な電話にもご注意ください。このような事案に遭遇したら、二次被害を防ぐためにも警察と学校への連絡をお願いします。

- ☆交通ルールを無視した危険な行為を見かけたら、その場で注意してあげてください。
- ☆花火は、保護者の管理下のもとですることとしています。

どこで、いつしていいのか、地区の約束ごとなどをはっきりと教えてください



- ☆不審な人物や車、バイクの暴走、深夜の騒ぎ等、地区で気になることがありましたら、警察や学校に連絡してください。地区の大人みんなでご指導にあたることも効果的です。

3 非行の未然防止

- [街頭犯罪] 万引きや自転車盗などの犯罪は、はじめの1回がうまくいくと善悪の判断がまひして何度も繰り返す、さらなる犯罪へとつながることがあります。
- [インターネット] 休業中はお子様の自由な時間が増え、ゲーム機やスマートフォン等の通信機器を利用する時間が増加し、生活習慣の乱れが懸念されます。また、SNSで知り合った見知らぬ人と交流し、犯罪やトラブルに巻き込まれたり、他人を誹謗(ひぼう)中傷する書き込みがいじめにつながったりする危険性もあります。通信機器の使用について、家族での約束事を決め、お子様の利用状況を把握していただくようお願いします。
- [交友関係] 非行は「夜出歩く」(深夜徘徊)「友達同士で集まる、泊まる」(外泊)ところから始まる事が多く、「飲酒や喫煙」のきっかけになります。新たな刺激を求め「暴走行為」「性非行」「シンナー・薬物」「恐喝」などを経験し、非行グループが形成されていきます。子ども同士の外泊はさせないでください。また、ご自宅が生徒たちのたまり場にならないようご注意ください。困ったことがありましたら学校までご相談ください。
- [外出] 町外への外出は保護者に断って出かけさせてください。なお、パチンコ店、ゲームセンター・ゲームコーナー、インターネットカフェ、マンガ喫茶への出入りは保護者同伴でも禁止しています。カラオケ、ボウリング場は保護者同伴でお願いします。

いじめや非行はこの「サイン」でつかめます！

- ☆夜間外出したり、友達の家に泊まりにいたりしていませんか。
- ☆買い与えた覚えのない物を持っていませんか。
- ☆必要以上に派手な服装をしていませんか。
- ☆言葉遣いや行動が乱れてきていませんか。
- ☆お子さんのお金の使い方に変化はありませんか。
- ☆急に口数が減ったり、ふさぎ込んだりしていませんか。
- ☆部屋に閉じこもって、スマホやパソコン等の操作に時間を費やし過ぎていませんか。



丸岡南中学校の夏休み生徒指導の取り組み

- 家庭訪問や校外巡視などを通して、ご家庭・地域の方々との連携を密にします。
- 少年愛護センター、坂井署等、関係機関との連携をとり、気になる情報は連絡します。
- 丸岡地区補導員、教員が巡視を行います。



事故発生や不審者出沒の場合は、下記にすぐ連絡をお願いします。

坂井警察署 ㉞66-0110 丸岡南中学校 ㉞67-7722
 学校閉庁日〔8月11日(金)～16日(水)〕は、次の機関に連絡してください。
 坂井市教育委員会学校教育課 ㉞50-3161 【対応時間】8:30～17:15
 ※学校、教育委員会につながらない場合の緊急連絡先: 080-3209-3435

県内の相談機関・電話相談窓口

- ◇心配ごとは保護者一人がかかえ込まず、早めに相談をしてください。
- ◇地域や地区の問題も、深刻になる前に気軽に相談できます。

	おもな相談機関名	電話番号	主な相談内容(担当者)
国 関 係	子どもの人権110番	0120- 007-110	・虐待、家庭内暴力、いじめ等子どもの人権に関する相談 *月～金 8:30～17:15
県 関 係	福井県教育研究所 教育相談センター	51-0511	・不登校やいじめなど、子どもの教育全般の相談 *月～金 8:30～17:15
	24時間 子供SOSダイヤル	0120-0 -78310	365日 24時間(電話相談)
	福井県総合福祉相談所 (児童相談)	24-5138	・不登校や非行・虐待など子どもに関する相談全般 *月～金 8:30～17:15
	ホッとサポートふくい [福井県精神保健福祉センター]	26-4400	・心の相談電話・精神保健に関わる相談全般 *月～金 9:00～17:00
市 関 係	福井少年サポートセンター [ヤングテレホン]	24-4970 0120-783 -214	・少年警察補導員や少年相談専門員が、少年の非行、問題行動、いじめなどの相談 *月～金 8:30～17:15
	坂井警察署 刑事生活安全課	66-0110	・少年の非行防止、被害者のダメージ回復のための援助等の視点での少年相談、非行少年の補導、被害少年の保護など
	坂井市青少年 愛護センター	50-3400	・非行、家出、不登校、いじめ、家庭問題 など *月～金 9:00～16:30

